

【身体条件】

視機能	<ol style="list-style-type: none">1. 視力（矯正視力を含む。）が両眼で1.0以上、かつ、一眼でそれぞれ0.7以上であること。2. 動力車の操縦に支障を及ぼすと認められる両眼視機能の異常がないこと。3. 動力車の操縦に支障を及ぼすと認められる視野の異常がないこと。4. 動力車の操縦に支障を及ぼすと認められる色覚の異常がないこと。
聴力	各耳とも聴力測定機器(オーディオメーター)を使用し、1000Hz,4,000Hzの周波数が聴取できること。
疾病及び身体機能の障害の有無	心臓疾患、神経及び精神の疾患、眼疾患、運動機能の障害、言語機能の障害その他の動力車の操縦に支障を及ぼすと認められる疾病又は身体機能の障害がないこと。
中毒	アルコール中毒、麻薬中毒その他動力車の操縦に支障を及ぼす中毒の症状がないこと。

【理由】

当社では職種にかかわらず、社員に電車の運転免許（国家資格）を取得させており、そのためには上記身体条件（法律上）を満たす必要があるため。